

【 手術 】

119 長期留置型腹膜透析用カテーテルの抜去の手技料について

《令和6年4月30日》

○ 取扱い

長期留置型腹膜透析用カテーテルの抜去の手技料は、原則としてK000 創傷処理「1」筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル未満）の算定とする。したがって、K631 腹壁瘻手術「2」腹腔に通ずるものの算定は認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

長期留置型腹膜透析用カテーテルの抜去の手技料については、以下の厚生労働省通知^{*}や手技内容を踏まえ、原則としてK000 創傷処理「1」筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル未満）の算定が妥当と判断した。ただし、トンネル感染等があり、単純な抜去到該当しないような場合は、この限りでない。

（厚生労働省通知）

- ・中心静脈注射用植込型カテーテル抜去の際の費用は、K000 創傷処理の「1」筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル未満）で算定する。
- ・抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル抜去の際の費用は、K000 創傷処理の「1」筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル未満）で算定する。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について